

再エネ発電の適正な導入と管理に向けて

令和4年6月

資源エネルギー庁新エネルギー課

第6次エネルギー基本計画・2030年におけるエネルギー需給の見通しのポイント

- 今回の見通しは、2030年度の新たな削減目標を踏まえ、徹底した省エネルギーや非化石エネルギーの拡大を進める上での需給両面における様々な課題の克服を野心的に想定した場合に、どのようなエネルギー需給の見通しとなるかを示すもの。
- 今回の野心的な見通しに向けた施策の実施に当たっては、安定供給に支障が出ることのないよう、施策の強度、実施のタイミングなどは十分考慮する必要。（例えば、非化石電源が十分に導入される前の段階で、直ちに化石電源の抑制策を講じることになれば、電力の安定供給に支障が生じかねない。）

		(2019年 ⇒ 現行目標)	2030年ミックス (野心的な見通し)
省エネ		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	6,200万kl
最終エネルギー消費 (省エネ前)		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl
電源構成 発電電力量： 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度	再エネ	(18% ⇒ 22~24%)	36~38%*
	水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)	1%
	原子力	(6% ⇒ 20~22%)	20~22%
	LNG	(37% ⇒ 27%)	20%
	石炭	(32% ⇒ 26%)	19%
	石油等	(7% ⇒ 3%)	2%
		太陽光 6.7% ⇒ 7.0% 風力 0.7% ⇒ 1.7% 地熱 0.3% ⇒ 1.0~1.1% 水力 7.8% ⇒ 8.8~9.2% バイオマス 2.6% ⇒ 3.7~4.6%	※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の 成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高み を目指す。 (再エネの内訳) 太陽光 14~16% 風力 5% 地熱 1% 水力 11% バイオマス 5%

(+ 非エネルギー起源ガス・吸収源)

温室効果ガス削減割合	(14% ⇒ 26%)	46% 更に50%の高みを目指す
-------------------	--------------	----------------------------

再生可能エネルギーの導入推移と2030年の導入目標

- 2012年7月のFIT制度（固定価格買取制度）開始により、再エネの導入は大幅に増加。特に、**設置しやすい太陽光発電は**、2011年度0.4%から2019年度6.7%に増加。再エネ全体では、2011年度10.4%から**2020年度19.8%**に拡大。
- 今回のエネルギーミックス改定では、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けて、施策強化等の効果が実現した場合の**野心的目標**として、**電源構成36-38%**（合計3,360～3,530億kWh程度）の導入を目指す。

＜再エネ導入推移＞

	2011年度	2020年度		2030年旧ミックス	2030年新ミックス	
再エネの 電源構成比 発電電力量:億kWh 設備容量:GW	10.4% (1,131億kWh)	19.8% (1,983億kWh)		22-24% (2,366-2,515億kWh)	36-38% (3,360-3,530億kWh)	
太陽光	0.4%	7.9%		7.0%	14-16%程度	
		61.6GW	791億kWh		104~118GW	1,290~1,460億kWh
風力	0.4%	0.9%		1.7%	5%程度	
		4.5GW	90億kWh		23.6GW	510億kWh
水力	7.8%	7.8%		8.8-9.2%	11%程度	
		50GW	784億kWh		50.7GW	980億kWh
地熱	0.2%	0.3%		1.0-1.1%	1%程度	
		0.6GW	30億kWh		1.5GW	110億kWh
バイオマス	1.5%	2.9%		3.7-4.6%	5%程度	
		5.0GW	288億kWh		8.0GW	470億kWh

2030年に向けた政策対応のポイント【再生可能エネルギー】

- S+3Eを大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。

【第6次エネルギー基本計画における具体的な取組のポイント】

➤ 地域と共生する形での適地確保

→改正温対法に基づく再エネ促進区域の設定（ポジティブゾーニング）による太陽光・陸上風力の導入拡大、再エネ海域利用法に基づく洋上風力の案件形成加速などに取り組む。

➤ 事業規律の強化

→太陽光発電に特化した技術基準の着実な執行、小型電源の事故報告の強化等による安全対策強化、地域共生を円滑にするための条例策定の支援などに取り組む。

➤ コスト低減・市場への統合

→FIT・FIP制度における入札制度の活用や中長期的な価格目標の設定、発電事業者が市場で自ら売電し市場連動のプレミアムを受け取るFIP制度により再エネの市場への統合に取り組む。

➤ 系統制約の克服

→連系線等の基幹系統をマスタープランにより「プッシュ型」で増強するとともに、ノンファーム型接続をローカル系統まで拡大。再エネが石炭火力等より優先的に基幹系統を利用できるように、系統利用ルールの見直しなどに取り組む。

➤ 規制の合理化

→風力発電の導入円滑化に向けアセスの適正化、地熱の導入拡大に向け自然公園法・温泉法・森林法の規制の運用の見直しなどに取り組む。

➤ 技術開発の推進

→建物の壁面、強度の弱い屋根にも設置可能な次世代太陽電池の研究開発・社会実装を加速、浮体式の要素技術開発を加速、超臨界地熱資源の活用に向けた大深度掘削技術の開発などに取り組む。

地域と共生した事業規律の確保（現状の問題点）

- 地域におけるトラブルが増加しており、2016年10月～2022年2月末で850件の相談あり。
- 再エネの導入による地域住民の懸念が顕在化し、実際、法令遵守できていない設備や地域で問題を抱えている設備が存在。

<主な相談事項>

- 適正な事業実施への懸念（事業当初～事業中の柵塀・標識の未設置やメンテナンス不良、事業終了後の廃棄）
- 地元理解への懸念（事業者の情報が不透明、説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分）
- 事業による安全確保への懸念（構造強度への不安、パネル飛散等）

<地域でトラブルを抱える例>



土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備

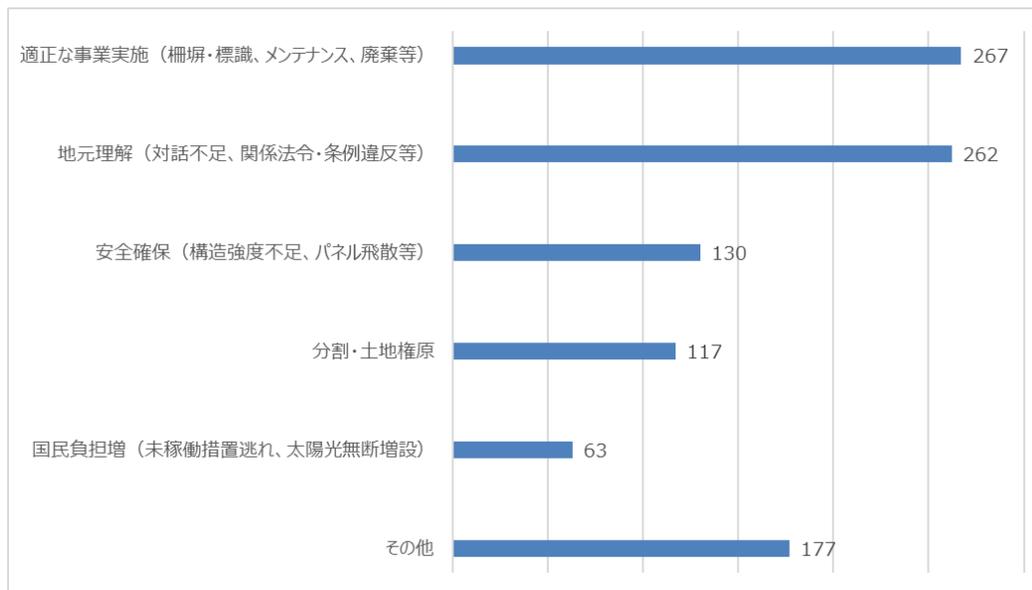


放置されたパネルの現況



景観を乱すパネルの設置

<情報提供フォーム（エネ庁HP）への相談内容>



※ 1つの相談内容を複数の項目でカウントしているため、総相談件数と一致しない

地域から寄せられた懸念の声の具体例

- 情報提供フォーム（エネ庁HP）に寄せられた自治体や地元住民の方々からの具体の声は以下のとおり。

懸念の種類	内容
コミュニケーション不足 （土地開発前）	事業実施に向けた <u>土地開発が開始されたことによって、事業の存在を把握。ごく限られた一部の住民には説明を行ったと事業者は主張するが、開発前の早期のタイミングで適切に地元への説明を行ってほしい。</u>
立地場所に関する懸念 （土地開発前）	発電設備の設置場所が <u>土砂災害警戒区域や砂防指定地</u> にあたり、 <u>森林伐採を伴うものであり、災害が発生するのではないか懸念。</u>
関係法令遵守違反 （土地開発・運転開始後）	開発規制法に基づく <u>許可条件に違反した土地開発が行われていたことが発覚。今後、指導等を経て原状回復命令を行う予定。</u>
適切な事業実施への懸念 （運転開始後）	<u>柵塀や標識の設置がされておらず、何かあったときに対応してくれるのか不安。敷地内で雑草が伸び放題など管理が適切になされているか懸念。</u>
適切な廃棄への懸念 （廃止・廃棄）	地元との適切なコミュニケーション不足など事業者が非常に不誠実な対応。こういった事業者が <u>事業終了後に適切な廃棄処理を行うと思えず心配。</u>

(参考) 適正な事業実施の確保 (柵塀・標識設置に関する取組)

<前提・制度趣旨>

- 再エネ特措法に基づき、①緊急時に連絡を取ることができるようにする、②適切に保守点検・維持管理し、第三者が容易に近づけないようにする観点から、認定事業者に対し、設置する設備に標識及び柵塀等の設置が義務付けられている。

<これまでの対応・課題>

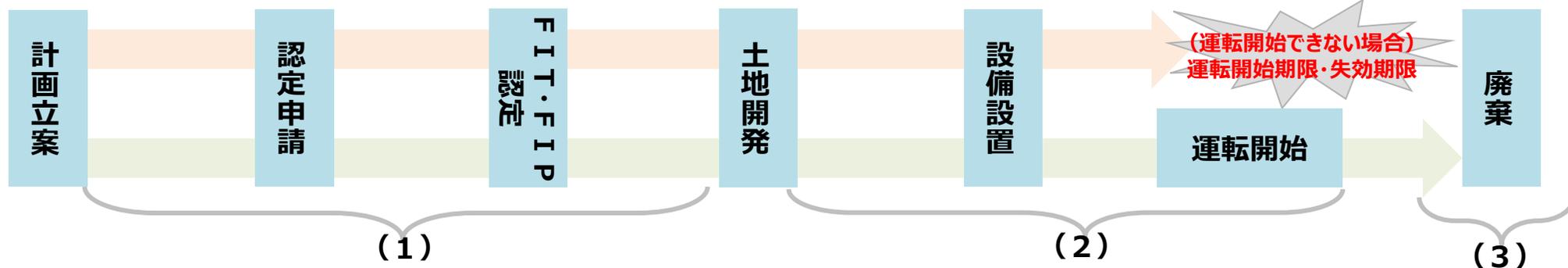
- これまで、
 - ① 2018年11月及び2021年4月に標識・柵塀設置義務について注意喚起を実施、
 - ② 2021年4月から、全ての案件に対し、申請時において、供給開始までに柵塀・標識を設置することの誓約書提出を必須化
 - ③ 情報提供フォームや自治体・住民から柵塀・標識が未設置との情報が寄せられた案件については、その都度、必要に応じ、口頭指導や現場確認を行い、改善を促している。
 - ④ 昨年度後半から外部委託も活用した結果、指導件数は大幅に増加。
2019年度：194件指導（185件改善、9件改善待ち・対応確認中）
2020年度：758件指導（536件改善、222件改善待ち・対応確認中）
2021年度：1052件指導（657件改善、395件改善待ち・対応確認中）



<今後の対応>

- 担当人員の増強を図るとともに、不適切案件の内容に応じて経産局・保安監督部が連携して対応。
- その上で、足りない部分については引き続き外部委託を活用することで、執行力の強化を図る。

再エネ特措法の認定事業の実施の流れ



- (1) 土地開発前段階**
- 認定に当たっては、
 - ✓ 設備の設置場所の土地の確保
 - ✓ 電力会社とシステムの接続契約
 - ✓ 関係法令遵守の誓約 等が必要
 - ※ 認定段階では関係法令の許認可の取得までは求めている
 - 土地開発までに、
 - ✓ 森林法の開発許可
 - ✓ 宅造法の開発許可
 - ✓ 砂防三法の開発許可 等が必要
 - ※ 規模・立地場所に応じて必要な手続は異なる

- (2) 土地開発後～運転開始後段階**
- 運転開始までに必要な電事法の手続は、
 - ✓ 工事計画届
 - ✓ 使用前自己確認届出 等
 - ※ 規模等に応じて必要な手続は異なる
 - 運転開始後も各種法令遵守義務あり

- (3) 廃止・廃棄段階**
- 再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立
 - 廃掃法に基づく適正処理 等

- (1)・(2) 段階共通に必要な手続 (地域との対話・環境影響に関する手続)**
- 事業の初期段階から、地域と適切なコミュニケーションを図ること (FIT・FIP制度で努力義務)
 - 説明会開催など地域の実情に応じた地元対話を求める条例への対応
 - 大規模発電設備は環境影響評価法の手続が必要

地域と共生した事業規律の確保（これまでの取組）

- 地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、事業の開始から終了まで一貫して、適正かつ適切に再エネ発電事業の実施が担保され、地域からの信頼を確保することが不可欠。

<これまでの主な取り組み>

(事業実施の各段階共通)

- 再エネ特措法を改正し、条例を含む関係法令遵守を認定基準として明確化。（2017年）
※関係法令の例：森林法、宅地造成等規制法、急傾斜地法、地すべり防止法、砂防法等
- 事業計画策定ガイドラインにおいて住民との適切なコミュニケーションを努力義務化（2017年）
- 地方自治体の条例等の先進事例を共有する情報連絡会の設置・開催（2018年～）

(土地開発後～運転開始後段階)

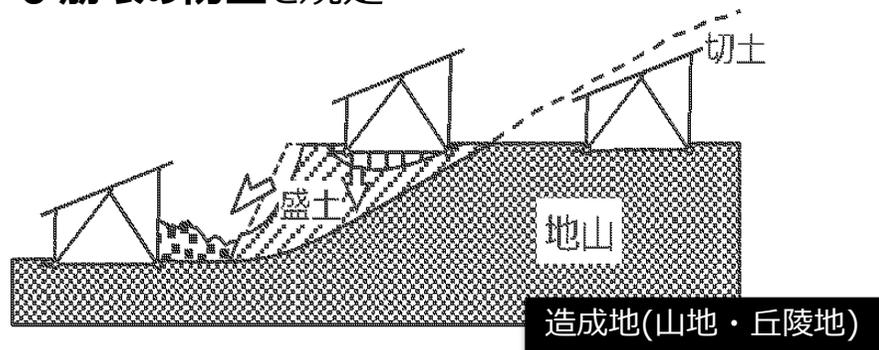
- 電気設備の技術基準の解釈において斜面設置に係る規程を追加（2020年）

(廃止・廃棄段階)

- 廃棄等費用の外部積立て等を内容とする改正再エネ特措法の成立（2020年、2022年施行）

<斜面設置に係る技術基準>

太陽光発電設備の設置にあたり、**土砂の流出及び崩壊の防止**を規定



<太陽光発電設備の廃棄等積立制度の概要>

原則、源泉徴収的な外部積立て

- ◆対象：10kW以上すべての太陽光発電（複数太陽光発電設備設置事業を含む。）の認定案件
 - ◆金額：調達価格/基準価格の算定において想定してきている廃棄等費用の水準
 - ◆時期：調達期間/交付期間の終了前10年間
 - ◆取戻し条件：廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出
- ※2022年7月から積立て開始。

(参考) 再エネ発電設備の設置に関する関係法令

- 再エネ設備の設置に際しては、土地造成の安全性確保、電気設備の安全性確保、環境の保全など、地域のニーズや実情も踏まえつつ、各関係法令に基づいて多面的な観点から規制。
- 今後、再エネ発電設備の適切な導入及び管理に向けた施策の方向性について、関係省庁とも連携しつつ、検討を進めていく。

土地造成の 安全性確保

- **森林法【農水省】** **都道府県が林地開発許可。**
 - 太陽光パネルを含め、地域森林計画の対象となる民有林（保安林を除く）における1ha超の開発行為（盛土・切土等）を規制
- **宅地造成等規制法【国交省】** **都道府県等が許認可**
 - 太陽光パネルの設置に伴う工事も含め、宅地造成工事規制区域内で一定規模以上の盛土・切土を伴う宅地造成を規制
- **砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）【国交省・農水省（地すべり等防止法に限る）】** **都道府県が許認可**
 - 太陽光パネルの設置に伴う工事も含め、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊区域で特定の行為（切土・盛土等）を規制

電気設備の 安全性確保

- **電気事業法【経産省】** **国（地方監督部）が許認可等**
 - 太陽光パネルの電気設備としての安全性を規制

環境の 保全

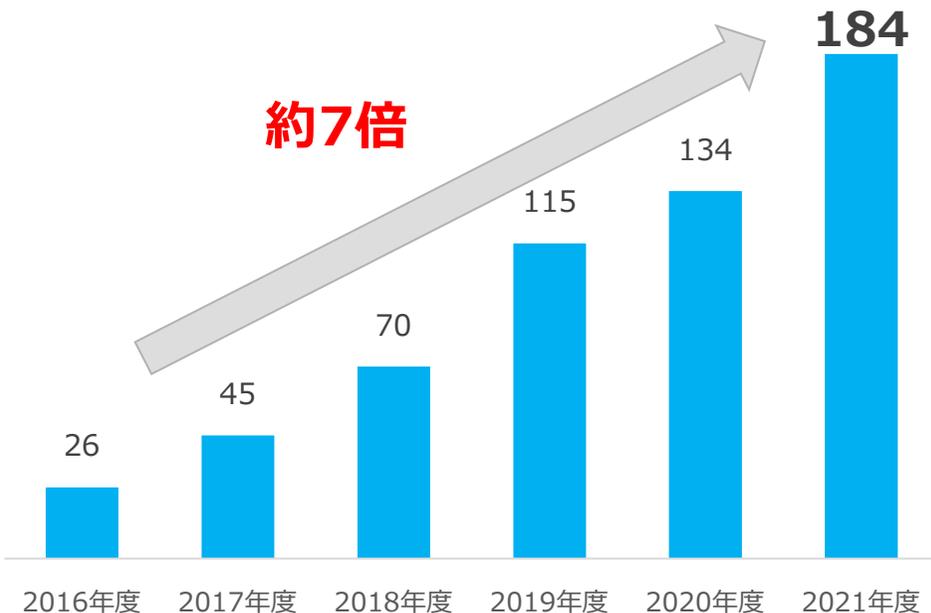
- **環境影響評価法及び電気事業法【環境省・経済産業省】** **事業者が環境配慮、国が許認可等**
 - 大規模な太陽電池発電所（3万kW以上）を法の対象事業に指定（法の対象外の規模の事業も、各地方公共団体の判断によりアセス条例の対象）

※ 上記のほか、温泉法や自然公園法など、電源に応じて各種法令の規制の対象となる。

(参考) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の制定状況

- 近年、自然環境や景観の保全を目的として、再エネ発電設備の設置に抑制的な条例（再エネ条例）の制定が増加していることを踏まえ、全国の自治体を対象に条例の制定状況を調査し、1,439の自治体から回答を得た（回答率80.5%）。
- 2016年度に26件だったものが2021年度には184件と6年で約7倍に増加し、全国の自治体の約1割が、再エネ条例を制定している状況。
- このうち、130件の条例は、再エネ発電設備の設置に関し、抑制区域や禁止区域を規定しており、中には埼玉県川島町の条例のように、域内全域を抑制区域とする例も見られる。

再エネ条例は近年増加（再エネ条例制定件数推移）

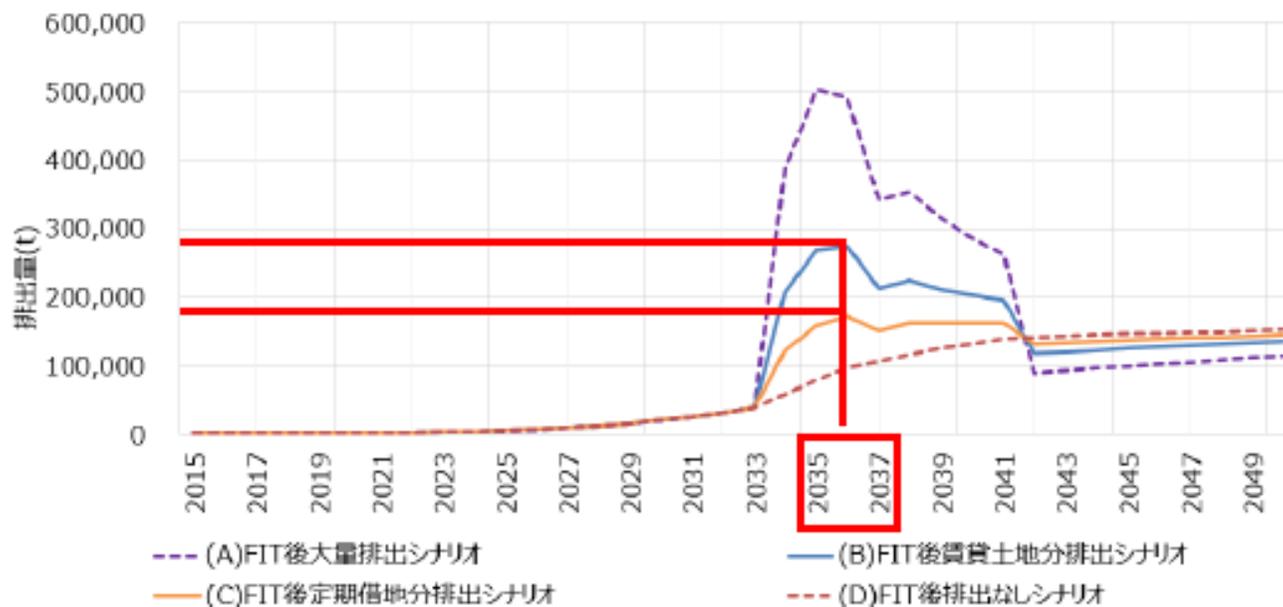


○川島町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例 概要 (施行日：令和3年1月1日)

- ・抑制区域：配慮が必要と認められる地域を抑制区域として指定
※施行規則により、川島町全域を指定
- ・周辺関係者への説明：周辺関係者に対し説明会を開催
- ・標識の掲示：設置区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示
- ・報告の徴収：事業に関する報告を求めることができる
- ・立入検査等：事業区域に立ち入り、必要な調査をすることができる
- ・指導、助言及び勧告：指導、助言及び勧告を行うことができる
- ・公表：勧告に従わない場合、公表することができる

(参考) 太陽光パネルの排出量の予測

- 太陽光パネルの排出量について、①出力低下に起因して排出され、②買取期間終了後も一定期間発電事業が継続されてから排出されるなど、現実に即した仮定の下で、推計を実施。
- 推計の結果、**太陽光パネルの年間排出量のピークは、2035～2037年頃**であり、**年間約17～28万トン程度、産業廃棄物の最終処分量の1.7～2.7%に相当する量**と予測されている。



	2020	2025	2030	2036
排出見込み量(B)、(C)	約0.3万トン	約0.6万トン	約2.2トン	約17～28万トン
平成27年度の産業廃棄物の最終処分量に占める割合	0.03%	0.06%	0.2%	1.7～2.7%

出所) NEDO推計

(参考) 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

- 太陽光発電設備の廃棄処理の責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、太陽光発電事業者等にある。
- 廃棄等費用確保WGでの検討を踏まえ、2020年6月成立のエネルギー供給強靱化法による再エネ特措法の改正により、廃棄等費用の積立制度を措置した。
- 2022年7月に最も早い事業の積立てが開始するため、制度実施に向けてガイドライン等の整備を実施。

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

原則、源泉徴収的な外部積立て

- ◆ 対象：10kW以上の全ての太陽光発電のFIT/FIP認定案件（複数太陽光発電設備設置事業を含む。）
- ◆ 金額：調達価格/基準価格の算定において想定してきている廃棄等費用の水準
- ◆ 時期：調達期間/交付期間の終了前10年間
- ◆ 取戻条件：廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出

※例外的に内部積立てを許容（長期安定発電の責任・能力、確実な資金確保）

地域と共生した事業規律の確保（さらなる対応）

（土地開発前段階）

- 今期通常国会に提出された盛土規制法案において、**太陽光パネルの設置のための盛土についても、規制対象に含めることとし、安全基準への適合**を求める予定。再エネ特措法でも関係法令の遵守の観点から連携。
- 再エネ特措法の認定**申請段階**で、設置場所や事業者名等の**情報を自治体へ共有**。
※関係法令遵守の観点から、各自治体もFIT・FIP認定データベースへのアクセスが可能。例えば、この仕組みの強化等も考えられる。

（土地開発後～運転開始後段階）

- 太陽光発電の稼働済案件の位置が一目で分かる**マップ形式での自治体への情報を提供**。
- **太陽電池50kW未満**に対する**報告徴収及び立入検査の範囲を拡大**(2021年4月1日施行)。今期通常国会に提出中の電気事業法等の改正法案において**小規模な再エネ発電設備に係る基礎情報の届出や使用前の自己確認を措置予定**。
- 適正な事業実施を確保するため、外部委託の活用や担当人員の強化により、**執行力強化**。

<マップ形式での情報提供>

国土情報公開ポータル 再生可能エネルギー電子申請
事業計画認定情報 公表用ウェブサイト 2020年1月31日 時点

地図 航空写真 衛星

事業者情報
(設備ID, 発電事業者名, 発電出力, 設備の所在地等)

発電設備の所在地 東京都八王子市

検索

(参考) 小出力発電設備に対する規制体系の見直し

- 小出力発電設備（太陽電池発電設備（50kW未満）、風力発電設備（20kW未満））については、これまで一部の保安規制の対象外であったが、足元では設置形態の多様化を背景に公衆災害のリスクが懸念されているところ。
- 小規模発電設備に対する保安規制を適正化するため、「小規模事業用電気工作物」という新たな類型を設け、既存の事業用電気工作物相当の規制適用（技術基準維持義務等）を検討していく。なお、保安規程・主任技術者関係の規制については、基礎情報届出を求めることを検討。

＜太陽電池発電設備の保安規制の対応＞

＜風力発電設備の保安規制の対応＞

出力等条件	保安規制				
	＜事前規制＞ 安全な設備の設置を担保する措置		＜事後規制＞ 不適切事案等への対応措置		
2,000kW以上	技術基準維持義務	電気主任技術者の届出	工事計画の届出 使用前自主検査	報告徴収 事故報告	立入検査
50kW～2,000kW		保安規程の届出	使用前自己確認 【範囲拡大】		
小規模事業用電気工作物【新設】 10kW～50kW	技術基準の適合	維持義務 【新設】	届出 【新設】	基礎情報 【新設】	使用前自己確認 【範囲拡大】
10kW未満 小出力発電設備 ※居住の用に供するものに限る				事故報告は、10kW未満については除く	居住の用に供されているものも含める。

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰（概要）

- 地域との共生を図りつつ、地域における再生可能エネルギーの導入に取り組む優良な事業に対して、「地域共生マーク」を付与し、顕彰することで、地域と共生した再生可能エネルギー事業の普及・促進を図ることを目的として、「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」を実施。
- 申請書の審査において、地域の実情に沿った評価を行うため、自治体からの評価を求めている。自治体に対しては連携市区町村としての登録を求めており、100以上の自治体が登録済み。
- 初年度となる令和3年度は、36事業者から申請があり、審査の結果、6事業を「地域共生再エネ」として顕彰した。（詳細は次頁）

<審査項目(抜粋)>

審査項目	審査項目の詳細
地域共生再エネ3要件	【地域社会の産業基盤の構築】 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域での雇用や調達、関連産業の創出・発展といった経済的な貢献があるか ● 収益の地域還元、地域インフラ・環境整備、公共サービスの拡充、人材育成・環境意識の醸成、まちづくり、教育、文化芸能等の社会的な貢献があるか
	【災害時の安定供給の確保】 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に地域への電力供給又は熱供給ができるか ● 防災計画等において地域と連携しているか ● 更なるレジリエンス向上のための工夫を講じているか
	【長期的な事業実行計画】 <ul style="list-style-type: none"> ● 長期的な事業継続の方針を設定し、それを見据えた取組を実施しているか ● FIT売電を行っている事業については、FIT後の稼働継続の方針を設定し、それを見据えた取組を実施しているか
最低限の要件	【安全性】 <ul style="list-style-type: none"> ● 関係法令、各種ガイドライン等に則った十分な安全対策を実施しているか ● 更なる安全性確保のための工夫を講じているか
	【住民理解】 <ul style="list-style-type: none"> ● 十分な住民理解を得ているか ● 住民説明会の開催、又は住民との交流機会の設置など、住民理解を得るための工夫を講じているか

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰（顕彰者）

- 令和3年度の顕彰事業者（6者）に対し「地域共生マーク」を付与。
- 令和3年2月18日に経済産業省ウェブページで公表。



＜地域共生マーク＞

＜顕彰事業者の概要＞

事業者名	事業名	電源	事業場所	概要
風の松原自然エネルギー株式会社	地元資本による地域密着型風力発電所	風力 (FIT)	秋田県能代市	能代市の全10者により設立された地元資本のSPCにより運営されている風力発電所。「地元の風資源を地元へ還元する」ことを目的に、 <u>地元企業が参画し、ファイナンスは地元地銀を共同組成し、資金が地元で循環する仕組みを作り、地域経済や雇用創出に貢献。</u>
久慈バイオマスエネルギー株式会社	久慈市の未利用木質バイオマスを用いた熱供給事業	バイオマス (非FIT)	岩手県久慈市	地域の製材業からの副生成物である樹皮を原料として、隣接する大規模園芸団地への熱（蒸気、温水）供給事業を開始。 <u>未利用資源を活用することで「地域林業活性」、これまで産廃処理していた樹皮をバイオマス発電の燃料として使う「経営改善」に貢献し、関連産業の雇用創出に貢献。</u>
福島県双葉郡楢葉町	災害工営住宅140戸・商業・交流施設を含む復興拠点「笑ふるタウンならは」スマートコミュニティ事業	太陽光 (非FIT)	福島県双葉郡楢葉町	「笑ふるタウンならは」の各施設・住宅に導入した太陽光発電等を用いて、 <u>災害公営住宅の入居者、商業施設のテナントに電気の供給販売。売電による収益を地域に還元し、地域内資金循環に転換し、地域経済への波及効果を実現。</u>
株式会社宮古島未来エネルギー	宮古島の再エネサービスプロバイダ事業	太陽光 (非FIT)	沖縄県宮古島市	宮古島市内の市営住宅や戸建住宅、事業所等の建物に、太陽光発電等を設置し、 <u>当該建物内に電力を供給する事業（第三者モデル）を展開。工コで安価なエネルギーの利用が可能となり、地元人材の雇用や光熱費の低減等に貢献。</u>
株式会社モリショウ	山林未利用材を利用した木質バイオマス発電による電力の地産地消と温排水を活用したハウス栽培	バイオマス (FIT)	大分県日田市	地元で伐採された山林未利用材を用いて発電した電気を地域住民が利用する市内の公共設備や全ての小中学校で使う地産地消モデル。 <u>温排水は近隣の栽培農家へ供給。また、地元自治体と協定を締結し、災害時に地域住民の避難所として発電所に隣接する施設を提供。</u>
TJグループホールディングス株式会社	地域の資源を活かした木質資源の地産地消	バイオマス (FIT)	大阪府大東市	地域で発生した木質廃棄物を資源化し、バイオマス発電の電力を木質廃棄物の排出者を中心とした地域の企業、施設に供給。 <u>地域で発生した木質破棄物を資源化し電気に替え利用する「木質資源の地産地消」を目指して事業展開。</u>

再エネ発電設備の適正な導入・管理のあり方に関する検討会

- 4月21日より、関係省庁（経産省・農水省・国交省・環境省）が共同で再エネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方や更なる対応強化に向けた検討会を立ち上げ。
- 災害や環境への影響、設備の不法投棄等への懸念に適切に対応するため、関係省庁で横串を通す形で、必要となる制度的対応や運用のあり方を含め検討会の場で議論し、連携を深め、スピード感をもって対策を具体化していく。
- また、併せて、エネルギーミックス達成等の再エネの導入加速化に向けては、別途、各省の取組の進捗を確認しつつ、更なる施策について具体化していく。

新設 <再エネの適正な導入・管理に向けた検討>

再エネの適正な導入・管理のあり方に関する検討会

【共同事務局：経産省、農水省、国交省、環境省】

- 事業実施における土地開発前段階、土地開発から運転開始後段階、廃止・廃棄段階の3段階に応じて、
 - 電源の特性を踏まえた立地のあり方等に関する政府全体での基本的な考え方の取りまとめ、
 - 法令・条例等への違反案件に対応するための関係省庁・自治体との連携体制の強化
 - パネルの廃棄処理適正化のための対応強化等について検討を進めていく。

<再エネの導入加速化に向けた検討>

総合資源エネルギー調査会の小委員会



- エネルギーミックスの実現加速化に向け、グリーンエネルギー戦略に向けた各省検討中の政策のうち、適地の確保を含めた各省の再エネ政策の進捗を検証。
農水省（営農型）、国交省（鉄道・空港等）、環境省（公共施設、地域脱炭素）

(参考) 再エネ発電設備の適正な導入・管理のあり方に関する検討会の開催状況

- 4月21日に第1回検討会を開催し、事業実施における土地開発前段階、土地開発から運転開始後段階、廃止・廃棄段階の3段階に応じた主な論点例を提示し、議論を開始。
- 4月27日、5月12日、6月6日の第2～4回において、再エネ導入に取り組む自治体や大学有識者、廃棄物処理事業者等へのヒアリングを実施。
- 今後、論点及び具体的な対応の方向性を具体化し、夏頃までに取りまとめ予定。

<開催実績>

2022年4月21日 第1回

- 関係省庁の取組紹介
- 主な論点例の提示

2022年4月27日 第2回

- ヒアリング
 - ・山梨県
 - ・環境エネルギー政策研究所
 - ・横浜国立大学 板垣教授
 - ・構造耐力評価機構

2022年5月12日 第3回

- ヒアリング
 - ・那須塩原市
 - ・東京農工大学 五味教授
 - ・太陽光発電協会
 - ・全国産業資源循環連合会
 - ・株式会社 新菱

2022年6月6日 第4回

- ヒアリング
 - ・再生可能エネルギー長期安定電源推進協会
 - ・送配電網協議会
- 第1～3回までの委員意見・ヒアリングポイント